

「中国の貿易及び物流事情に関する講習会（初級編）」レポート

日本通運株式会社
航空事業支店 国際貨物部 開発第三課 土屋 貴恵

加工貿易／設備（免税）：自社工場の生産に使用する設備に関して、関税、増値税を免税で輸入することが可能です。

加工貿易の主な形態

来料加工：純粋な委託加工方式であり、中国の加工業者は加工賃だけを収受する方式です。中国の加工業者は海外の加工委託者より無償で生産部材の供給を受け、加工委託者との契約内容どおりの製品を製造し、加工委託者もしくは委託者の指定する先へ製品を輸出します。

進料加工：中国の加工業者が海外より購入した有償の生産部材に加工を施し、製品とした後に輸出、加工の対価は輸出した製品の商品代金の中より賄う方式です。来料加工と異なり、部材の購入、製品の販売という独立した二つの取引が発生します。

3. 中国における輸入通関

輸入通関について

中国の輸入通関においては、通常、三検局への手続と税関への申告を合わせた一連の手続きが必要となります。通関許可となるまでには、検疫許可と税関許可の二つの手続が必要となります。一言に「中国側輸入通関でトラブルがあった」と言っても、三検手続と税関申告とどちらに問題があったのか確認する必要があります。

3-1. 輸入通関について

中国の輸入通関においては、通常、三検局への手続と税関への申告を合わせた一連の手続きが必要となります。

手続の種類	申告先機関	機関の役割
三検手続	出入境検疫検疫局（三検局）	動植物検疫・商品検査・衛生検査の三種類の検査を管理する機関。
輸入申告	海関（税関）	すべての物品輸出入業務を管理する官庁で、輸出入関税およびほかの税の徴収管理および 保税業務の管理を行う。主な役割は、 [1] 輸出入の管理、監督、 [2] 関税徴収の管理、 [3] 通関、保税の監督、など。

Copyright©2015 Nippon Express Co., Ltd. All rights reserved.

去る2015年6月19日（金）、SEAJ 貿易専門委員会主催により「中国の貿易及び物流事情」についてのセミナーが自動車会館会議室にて開催されました。本セミナーは、2011年6月・12月、2013年12月、2014年6月・12月の過去5回開催され、前回中級編のセミナーを開催した際、初級編開催の要望も多かったことから、今回は初級編として開催いたしました。当日は38名の受講者が参加されました。

講師は日本通運（株）航空事業支店 国際貨物部 開発第三課長、小松 英樹と同課主任、土屋 貴恵が担当しました。セミナーは第一部と第二部に分かれ、第一部は基礎編として中国の貿易事情、輸入通関についての基礎知識について、第二部は保税地域編として中国の保税地域の種類や活用制度の紹介、越境 EC（E-Commerce）の現状の紹介、今後の中国物流についての内容で進行しました。

中国の貿易及び物流事情 一初級 第一部 基礎編一

1. 中国の貿易事情（基礎知識）

中国貿易の特徴

- 勝手に貿易等の商行為はできません。批准された経営範囲内でのみ商行為が行えます。贈答という行為も、公的には認められません。
⇒輸出入貿易権を持たない者は自社名義での輸出入を行うことができません。また、輸出入できるものは経営範囲で限定されています。
- 国家の管理はその内容に応じて国家中央レベル、省・直轄市レベル、都市レベルと段階が分かれます。ここに地方色が生まれ都市によってその運用・解釈が異なります。
- 貿易に伴う密輸出入に対しては税関、銀行、税務局が協力してその防止に努めており、その結果、一見複雑な規定や書類が必要となってきています。

2. 中国の貿易制度について

輸入の貿易形態

一般貿易（課税）：輸入時に関税、増値税を納税して輸入する方式です。国内販売、国内使用する貨物が対象となります。

加工貿易／部材（免税）：加工後の製品輸出を前提に部材輸入時に関税、増値税などの免税措置を受けることができます。

■AEO 事業者に期待されること

先にご説明した通り、AEO 制度はセキュリティ管理とコンプライアンスに優れた事業者に対して税関手続きを緩和・簡素化するため、利用する者にとって非常に有益な制度です。AEO 事業者となるためには、税関の定めた AEO 事業者としての認定条件を満たす必要があります、社内組織、貨物管理体制、教育研修、業務委託先管理、監査体制、報告連絡体制など、取り組むべき事項は多岐にわたるため、企業にとっては負担となる可能性があります。

しかしながら、テロ対策の一端を担っていただくこと及び AEO 事業者として得られるベネフィットを考えれば、非常に有意義なものであることは言うまでもありません。また、税関としても AEO 事業者に対しては、今後更なる税関業務推進のための良きパートナーであるという考えであり、例えば仮に輸出入申告に係る事故が発生した場合、その事故の発生を糾弾すること自体を目的とはせず、より重大な事故の発生を予防することに主眼を置いています。AEO 事業者としてもこれらの期待に応えるべく、税関との歩調を合わせながら組織内の体制強化、改善を継続していくことが期待されています。

■最後に

最後の質疑応答では、非常に多くの質問がでるなどとても活気のある説明会となりました。またアンケートにて「非常に分かりやすい説明会でした」とのご意見が多かったことから分かる通り、非常に限られた時間の中で工夫を凝らし効果的な説明会であったことが伺えました。このような貴重な説明会を実施して下さった講師の方々に厚く御礼申し上げます。

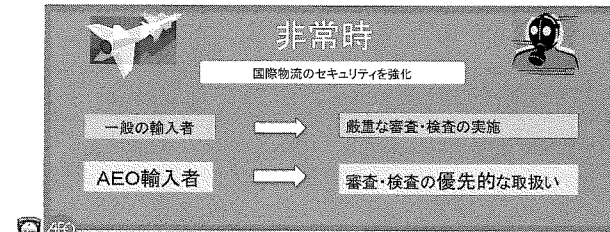
（貿易専門委員会 野原 浩）

3. AEO 事業者に対するベネフィット

世界税関機構(WCO)「AEOガイドライン」に基づくベネフィット

- 貿易の混乱または脅威の度合いの高い時期の特別措置
- 脅威の度合いが高い状態の間、税関による優先的な取扱いを供与
 - 滞滞又は国境の封鎖及び再開を要する事件の後の優先的な取扱い
 - 事件後、影響を受けた国々への輸出の優先

（世界税関機構(WCO)「AEOガイドライン」より引用）



■今後のベネフィット（輸出入申告官署の自由化について）

平成25年に閣議決定された「規制改革実施計画」に「輸出通関申告官署の自由化」が盛り込まれました。内容は、貨物の積卸地を問わず全国のどの税関官署にでも輸出入申告を認めるというもので、平成29年度の NACCS 更改時には AEO 輸出入申告について特例的に申告を認めることを目指しています。これより複数の税関官署を通さず、申告する官署の一元化が行えるため、よりスムーズでスピーディな輸出入申告の実現が可能となります。

今後のベネフィット（輸出入申告官署の自由化）

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

「通関手続におけるIT利用促進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。」（平成25年度検討・結論（平成29年度まで順次実施））

申告官署の自由化に係る基本的方向性

- 適正通関の確保の観点から厳密な申告官署とする原則は維持。
- AEO輸出入申告(※)について、特例的に非厳密な申告を認める(関税法の改正)。
- 通関業者の営業区域制限を廃止する(通関業法の改正)。

(※) AEO輸出者による輸出申告及び AEO輸入者による輸入申告並びに AEO通関業者が取り扱う輸出入申告

